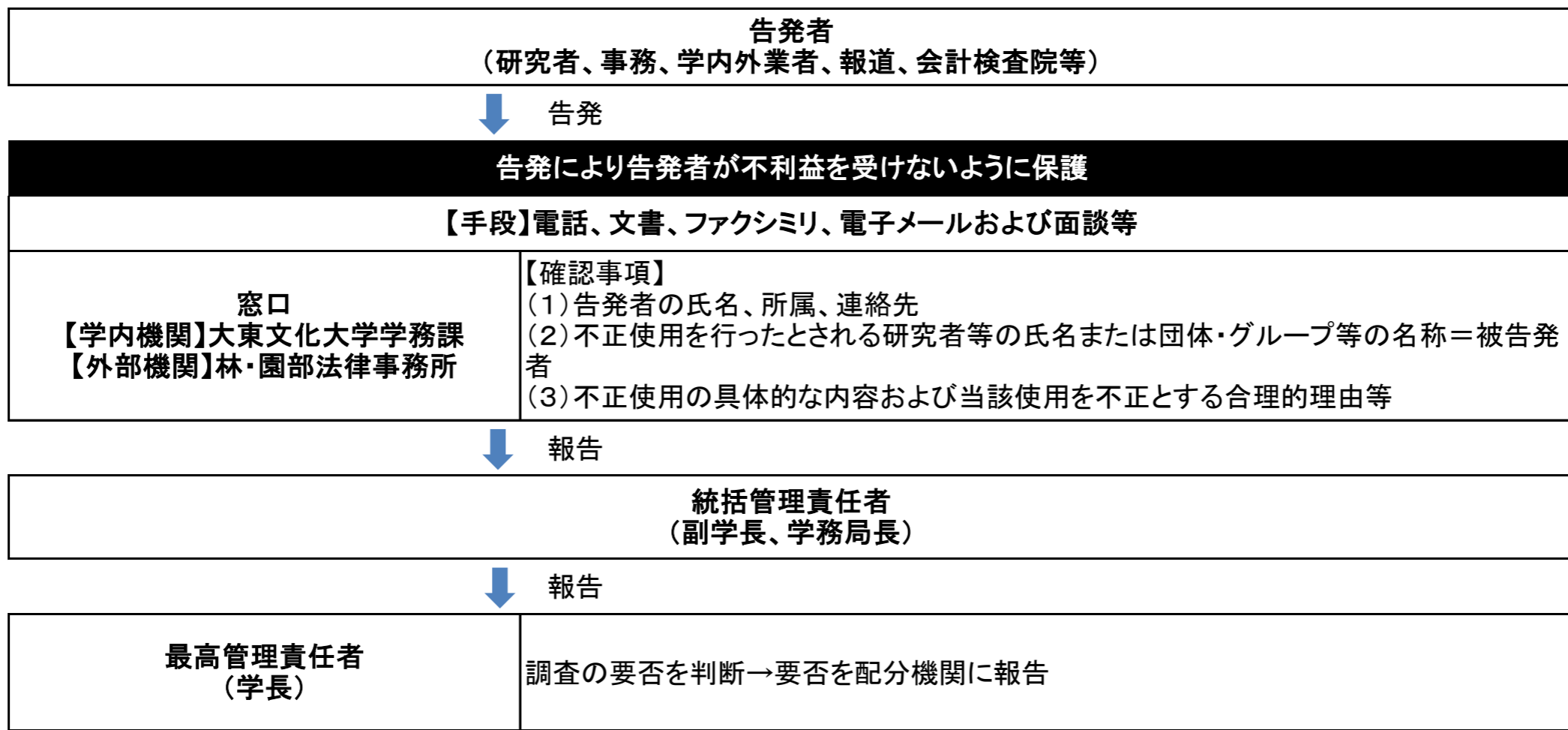


大東文化大学 **公的研究費の不正使用に関する受付窓口**
(大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程)より

告発等の受付から30日以内

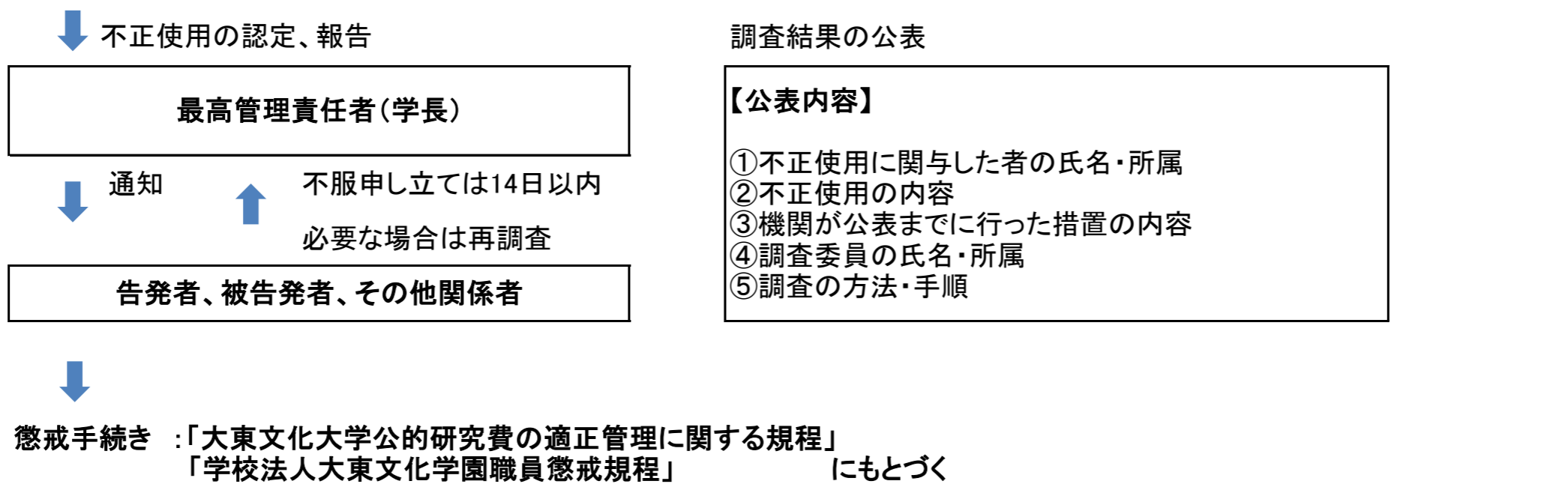
告発等の受付から210日以内



調査の実施を決定した場合

↓ 設置・調査

不正使用調査委員会	
【構成メンバー】 (1) 統括管理責任者の中から最高管理責任者が指名する者 2名 (2) コンプライアンス推進責任者の中から最高管理責任者が指名する者 2名 (3) 調査事項に関する学外の有識者の中から最高管理責任者が指名する者 4名以上	
【調査内容及び認定】 (1) 不正の有無及び不正の内容 (2) 関与した者及びその関与の程度 (3) 不正使用の相当額	
【調査中における一時的執行停止】 調査委員会は、必要に応じて被告発者等の調査対象となっている者に対し、告発等のあった研究活動にかかわる公的研究費の執行停止を命ずることができる。	【配分機関へ報告・協議】 調査の実施に際し以下を配分機関に報告、協議。 (1) 調査方針 (2) 調査対象及び方法等 【報告及び調査への協力】 (1) 告発等の受付から210日以内に、 「最終報告書」 を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を提出。 (2) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに配分機関に報告。 (3) 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出。 (4) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合は除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。



不服申し立ては、「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」に基づき対応する。